議 筿 第

4/ 号

鳥取県市町村消防災害補償組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定める。 鳥取県市町村消防災害補償組合規約中一部改正の件

昭和三十三年 6 月 ソ日提出

昭和卅参年六月廿七日武水

原案可決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取県市町村消防災害補償組合規約の一部を改正する規約

鳥取県市町村消防災害補償組合規約の一部を次のように改正する。

第三条─との組合は、消防組織法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第十五条の四の規定による非常勤消防団員に係る 第三条を次のように改める。 担害補償及び消防法(昭和14十三年法律第百八十六号)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害 補償並に水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第六条の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害 補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する市町村の事務を共同処理することを目

第五条中「十五人」を「十人」に改める。

第九条中「二人」を「三人」に改める。

この規約は鳥取県知事の許可があつた日から施行し昭和三十三年六月一日から適用する。

無政與東化郡三朝町長坂出雅己二二三三五

務及び消防法第三十六条の二の規定により市町村が処理すべき消防作業に従事した者の災害給付に関する事務を共同処第三条。この組合は消防組織法第十五条の四の規定により市町村が処理すべき非常勤消防団員の公務災害補償に関する事

第五条(組合の議会の議員の定数は十五人とし、組合市町村の長のうち鳥取県町村会の評議員の職にある者をもつてこれ

第九条 組合に監査委員二人を置く。 に充てる。

2 監査委員は、鳥取県町村会の監事の職にある者をもつてこれに充てる。